

令和4年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R4.4.1 ~ R5.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立みどり荘
	所在地	岐阜市中西郷1-55
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R2	1,598
R3	1,585
R4	1,469

3 令和4年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	266,869
利用料金	259,624
指定管理料	0
そ の 他	7,245
支 出 計	231,724
人 件 費	165,449
施設管理費	14,932
そ の 他	51,343
差 引	35,145
納 付 金	0

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・入所者の高齢化・重度化が進んでいる中、医療との連携や看取りなどの対応を、なお一層お願いしたい。	・看取りを実施するための職員配置(看護師等)や環境が整っていないため、看取りは行っていないが、今後も利用者の身体的状況を考慮しながら、適切な環境(介護保険サービス・医療機関等)への移行を相談支援員と連携を図り進めていく。
・コロナ禍の中でも、収入増加に向けた取組みを工夫して行ってほしい。	・利用者の体調不良等の変化を早期に発見し、早期治療に努め、施設入所・生活介護の利用率を維持することで安定した収入を目指していく。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設設備に対して、職員の努力によって適正な業務内容を提供していることについて評価できる。 ・知識を一方通行でインプットするのではなく、得た知識を伝えるアウトプットすることを計画しており、評価できる。 ・日中活動の在り方(レクリエーション以外の毎日の中での個別の特性に応じた作業支援)及び見守り体制の見直しをしていただきたい。
設置目的の充足状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化・重度化に対して、利用者との懇談等による個別の支援に取り組んでいることについて評価できる。 ・今後、更なる利用者の多様なニーズに対応できるよう支援の質向上に努めてほしい。
公共性の確保の状況	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の再発防止における改善計画を作成し取り組みを行ったことについて評価できる。 ・第三者委員を含めた施設経営委員会を定期的を開催し、健全な施設経営に努めている。 ・身体拘束・虐待防止・事故対応等見守り体制の見直しをしてほしい。 ・職員研修など障がい特性への理解・専門性の確保に努めてほしい。
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備に前向きな姿勢で取り組んでおり、評価できる。 ・コロナ禍にあつて、入所定員50人・生活介護定員60人の利用者の減少がみられるが収支は大幅な黒字になっており、評価できる。 ・施設利用に関する中長期的な計画を作成して、トラブルの発生に備えることが望まれる。
派生的効果	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生や体験・ボランティアの積極的な受入れなど教育や福祉人材の育成に努めており、評価できる。 ・コロナ禍で滞っていた地域社会・関係機関との連携の構築に努めていただきたい。 ・利用者一人ひとりの個別の地域社会との関わり事例の実績を積み上げる工夫をしてほしい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・利用者の様々な希望に寄り添った支援をすることで、利用者がより快適に生活できるような運営に努めている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する